

学校職員の懲戒処分について（令和6年9月教育委員会定例会）（議案第22号関係）

No.	1
処分年月日	令和6年9月17日
処分の種類	戒告
処分の理由	交差点安全進行義務違反 (重傷事故)  (事件・事故の概要) 被処分者は、令和5年7月11日（火）午後6時40分頃、勤務先から帰宅する際、普通乗用自動車を運転し、盛岡市みたけの丁字路交差点で、右折進行する際、自車左前方から歩いてきた相手方に自車前部を衝突させ、右足関節外果骨折等の傷害を負わせた。
事件発生日 年 月 日	令和5年7月11日
被処分者の 年 齢	52歳
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	小学校
被処分者の職	教諭
備 考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手町、雫石町、葛巻町、矢巾町、紫波町)

【服務管理担当（内6215）】

学校職員の懲戒処分について（令和6年9月教育委員会定例会）（議案第23号関係）

No.	2
処分年月日	令和6年9月17日
処分の種類	免職
処分の理由	酒気帯び運転
	(事件・事故の概要) 被処分者は、令和6年7月27日（土）午前1時30分頃、酒気を帯びて自家用車を運転し、花巻市末広町の市道で金属製ポールに衝突する自損事故を起こした。午前2時00分頃、同所において受けた呼気検査により、基準値以上のアルコールが検出され、検挙された。 この行為は、道路交通法第65条第1項（酒気帯運転等の禁止）の規定に違反するものである。
事件発生日	令和6年7月27日
被処分者の年齢	53歳
被処分者の氏名	鎌田 修
被処分者の所属	花巻市立石鳥谷小学校
被処分者の職	講師
備考	

【服務管理担当（内6215）】

職員の懲戒処分について（令和6年9月教育委員会議定例会）（議案第25号）

No.	3
処分年月日	令和6年9月17日
処分の種類	減給2月
処分の理由	傷害  (事件・事故の概要) 被処分者は、令和6年6月29日（土）午後11時頃、実習船内で開催された職員懇親会において、他の職員1名の頭頂部を平手で叩き、このことにより、当該職員に対し後頭部打撲及び頸椎捻挫の傷害を負わせた。
事件発生年月日	令和6年6月29日（土）
被処分者の年齢	40歳代
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	高等学校
被処分者の職	技能労務職
被処分者の氏名	—
備考	—

【担当：服務管理担当（内線6215）】